



今号から「UDフォント」を導入しました！
「UDフォント」とは、多くの人に分かりやすく、読みやすいように工夫されたフォント(書体)です。これからよりよい市報を目指していきます。

発行：清瀬市 編集：経営政策部シティプロモーション課 〒204-8511 清瀬市中里五丁目842 ☎042-492-5111 (代表) FAX 042-492-2415 メール：kouhou@city.kiyose.lg.jp

マイナポイントの受け取り申請期限は9月末まで！

マイナポイントの受け取り申請期限は、9月末までに延長されました。2月末までにマイナンバーカードを申請し、交付通知書(はがき)がお手元にある方で、ポイントの受け取りを希望する方はお早めにカードを受け取ってください。また、すでにお手元にカードがある方で、まだポイントの受け取り申請をしておらずポイントの受け取りを希望する方も、9月末までに申請をしてください。

☎マイナンバーカードについて＝市民課住民係 ☎042-497-2037、マイナポイントについて＝マイナポイント支援室 ☎042-497-2556

カードの受け取り

【受け取りに必要なもの】①交付通知書(はがき) ②通知カード(市に返納していただきます。紛失した場合、受け取り時に紛失届をご記入いただきます) ③住基カード(お持ちの方のみ) ④本人確認書類(A1点、またはB2点、またはB1点+C1点)

カード交付には**本人確認書類が必須となりますので、必ず下記の本人確認書類を持参してください。**

本人確認書類一覧(いずれも有効期限内のものに限る)

種別	本人確認書類
A	住基カード(顔写真付き)、運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降に限る)、旅券、障害者手帳、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書
B	健康保険証、介護保険証、医療受給者証、年金手帳、生活保護受給証明書
C	預金通帳、キャッシュカード、クレジットカード、社員証(顔写真付き)、学生証、診察券、講習修了証、母子健康手帳など

※ご不明点は必ず電話で市民課へご確認ください。
※いずれも「漢字氏名+生年月日」または「漢字氏名+住所」が記載されたものに限りません。
※B+Cの場合、Bは公的機関発行書類に限ります。

【受け取り日時・場所】☎平日＝午前8時30分～午後4時30分・土曜日＝午前8時30分～11時30分、午後1時～4時 ☎市役所本庁舎1階マイナンバーカード交付受付室

【よくあるQ&A】

・代理人受け取りは可能ですか？
→カード交付時、対面で顔の確認をする必要があるため、原則ご本人の受け取りが必要です。学校や仕事などの都合等では代理人受け取りはできません。

・子どもの本人確認書類について何が必要ですか？

0歳～15歳未満【保護者同伴必須】	15歳以上【本人のみで可】
①子どもの健康保険証 ②③医療証、④医療証または母子健康手帳 ③保護者の本人確認書類(左表A1点、またはB2点、またはB1点+C1点) 上記①、②及び③が必要です。	①本人の保険証 ②学生証、母子健康手帳、年金手帳、社員証または診察券など ※上記いずれも「漢字氏名+生年月日」または「漢字氏名+住所」が記載されたものに限りません。 上記①と②が必要です。

ポイントの受け取り

☎令和5年2月末までにマイナンバーカードの申請をした方で、まだマイナポイントの受け取りをしていない方**【申請期限】**令和5年9月末

【受け取りに必要なもの】①マイナンバーカード(4桁の暗証番号も必要) ②ポイント付与を希望する決済サービスのIDなど③《自身の端末で申し込む場合のみ》パソコンと公的個人認証サービス対応のICカードリーダーまたは公的個人認証サービス対応のスマートフォン

【申込み方法】①全国に約7万か所ある支援端末で②ご自身の端末で③市役所本庁舎1階「マイナポイント支援コーナー」(平日午前8時30分～午後5時・土曜日午前8時30分～正午、午後1時～5時)で



詳しい申込み方法などはこちら

◆マイナンバーカードの電子証明書業務の休止

地方公共団体情報システム機構にてシステム更新作業を行うため、下記の期間マイナンバーカードの電子証明書の発行及び更新などのすべての業務が休止となります。ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。☎5月1日(月)・2日(火)・6日(土)終日
※マイナンバーカードの交付やコンビニ交付には影響ありません。

新型コロナウイルスワクチン接種

◆65歳以上の方・5歳以上の基礎疾患を有する方・医療機関及び高齢者施設等の従事者の方へ

上記の方を対象に令和5年春開始接種(令和5年5月8日～8月末)を行います。市が把握している対象者には接種券を郵送します。未使用の接種券がある方にはお送りしていません。お手元の接種券をご利用ください。詳しくは、市ホームページをご確認いただくか、市コールセンターにお問い合わせください。

◆上記以外の12歳～64歳の方へ

5月8日から8月末までワクチンの追加接種はできません。令和5年5月7日までの接種をご検討ください。

◆小児(5歳～11歳)の方へ

初回接種(1・2回目)や追加接種(3回目)を完了した方で、前回接種から3か月以上経過している小児(5歳～11歳)の方は小児用オミクロン株対応2価ワクチンを接種できます。対象の方には順次接種券をお送りしていますので、ご確認ください。未使用の接種券がお手元にある方は、

■令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種のイメージ(いずれも自己負担なし)

